

# 海老名市公共施設使用料等に関する基本方針

平成 26 年 9 月

海老名市



## 《 目 次 》

『なぜ、今、見直し？』	I 市公共施設の現状とこれから	p. 1
『検討方法は？』	II 基本方針策定の流れ	p. 2
『市の考え方は？』	III 基本的な考え方	p. 3
	1. 見直し検討対象施設	
	2. 検討のポイントと方向性	
『市民の意見は？』	IV 市民意見聴取結果	p. 5
	1. 市政コメンテーター	
	2. パブリックコメント	
	3. 検討委員会	
『いつから変わる？』	V 実施時期	p. 7
『いくらになる？』	VI 使用料等の算定	p. 8
	1. 料金設定の考え方	
	2. 算定方法の詳細（会議室等）	
	3. 料金検討結果	
『実際の負担額は？』	VII 負担割合等	p. 11
	1. 使用料等の負担割合	
	2. 減額、免除	
	VIII その他	p. 13
	1. 実施にあたって	
	2. 調整事項等	
	3. 今後の見通し	
	【別表】	
	見直し検討対象施設等一覧	



## I 市公共施設の現状とこれから

- ◆ これまで市では、市庁舎や学校、体育館、文化会館、コミュニティセンター等、様々な施設を設置してきました。
- ◆ 作られた時期や設置目的等により、各施設の運営方法や利用形態はまちまちです。また、施設の中には有料施設と無料施設が混在しており、その金額設定も統一的な基準に基づくものではありません。

さらに、建設から長い年月を経て老朽化した多くの施設では大規模な改修が必要となり、今後、維持管理費の増大が予測されるところです。

- ◆ 一方で、将来的な人口減少、特に生産年齢人口の減少は海老名市においても例外ではなく、税収減や増加する扶助費が施設整備費を圧迫することが懸念されます。

社会経済情勢の流れに伴い変化する市民ニーズ、利用者負担のあり方や施設再編など、市の施設を取り巻く課題は多岐に渡っています。

- ◆ 市では、既存施設の維持管理や整理等を行いながら現在進めているまちづくりと関連して新たな施設の設置等も行っており、今後の効率的な施設運営のためには、様々な観点から現状を見直す時期が到来しているものと思われます。
- ◆ どの施設においても市民負担は当然低くあることが望ましいところですが、行政運営や市民生活に不可欠な施設から必要に応じて選択的に利用される施設まで全てを一律に取扱うことは、適切な施設運営とは言い難いものです。

また、施設利用が無料であったり料金を減額や免除するということは、施設にかかる諸経費を公費により補てんしているということであり、税負担をしながらも施設を利用しない市民からすると不公平を感じることも考えられます。

- ◆ 様々な状況を勘案し、ここで使用料や施設のあり方等について整理・見直しを行い、市における公共施設運営の適正化と今後の方向性の明確化を図るものです。

## II 基本方針策定の流れ

検討対象となる施設の洗い出し、現状整理



施設別課題等についての検討  
具体的な金額・負担割合等の検討  
減免基準の見直し



『公共施設使用料等に関する基本方針（素案）』作成



市民意見の聴取：市政コメンテーターアンケート、パブリックコメント、  
有識者による検討委員会設置等



素案修正。『公共施設使用料等に関する基本方針（案）』へ



各施設関係者等への説明、意見聴取等



案修正。『公共施設使用料等に関する基本方針』決定



基本方針に基づく金額改定、有料化等実施

※実施時期については、駐車場やコミュニティセンター等各施設の状況に応じて再検討の上、段階的に実施

### III 基本的な考え方

#### 1. 見直し検討対象施設

見直し検討の対象とする施設（以降、検討対象施設という。）は、以下の考え方に基づき整理した施設とする。（具体的な検討対象施設は別表の通り）

##### ①市が保有する施設のうち「公共施設」を検討対象とする。

「公共施設」とは、住民サービスの提供を目的に設置され一般市民の利用に供する施設（右図B）を指すこととし、もっぱら行政利用目的に設置したいわゆる公用の施設や法令上料金徴収が禁じられている施設等（右図A）は見直し対象に含まないこととする。

A：公用の施設等  (例) 市庁舎、保育園、美化センター、保健相談センター、図書館、公園等	B：公共施設  (例) 体育館、文化会館、コミュニティセンター、各福祉施設、駐車場、駐輪場等
--	---

##### ②検討対象施設は性質別に分類して検討する。

各施設の性質等を踏まえ、検討対象施設は3つに分類し、それぞれに適した方法で見直し検討を行う。

###### 【分類】

- ①会議室等
- ②駐車場、駐輪場
- ③特殊施設（体育館、文化会館等）

##### ③「公共施設」に附帯する大規模駐車場も検討対象とする。

公共交通機関利用者との公平性、目的外駐車排除や安全管理等の観点から、公共施設に附帯する大規模駐車場（右図B-1）の有料化についても別途検討する。  
なお、大規模駐車場とは、一般駐車可能台数が概ね50台以上の駐車場とする。

A-1：公用の施設等に附帯する駐車場	B-1：公共施設に附帯する駐車場（50台以上）
	B-2：公共施設に附帯する駐車場（50台未満）

#### ★ 以下の場合については、上記に限らず見直し検討の対象外とする。

- ・ 検討対象施設に附帯する自転車及び原付自転車の駐車スペース
- ・ その他、明らかに使用料の徴収等がふさわしくないと考えられる場合

## 2. 検討のポイントと方向性

### (1) 検討のポイント

見直しにあたっては、以下の点を考慮しながら検討を進める。

- ◇ 施設ごとの周辺状況等を踏まえた検討
- ◇ 様々な方法による市民意見の聴取
- ◇ 公平性と受益者負担の原則
- ◇ 市内在住者の利用に配慮した負担割合
- ◇ わかりやすく公平な考え方に基づいた減額、免除

### (2) 見直しの方向性

#### ① 会議室等について

→各施設が抱える様々な課題や取り巻く状況等を勘案し、会議室あるいはそれに準じた一般利用が可能な施設については、無料施設の有料化及び全体的な金額見直しを行う。ただし、公共施設白書策定等により市有施設全体のあり方について検討を別途進めていることから、使用料等の見直しについてはこの作業と整合性を図っていくこととする。

#### ② 駐車場について

→検討対象としている各大規模駐車場については、Ⅲ-③において述べた事由により有料化を行う。ただし、各駐車場の周辺状況や利用実態の把握、費用対効果の検証等を勘案しながら実施方法等について検討を行うほか、明らかに有料化がふさわしくないと認められる場合には有料化を行わない。また、有料化により徴収した料金による施設の効果的な運営についても検討する。

#### ③ 駐輪場について

→検討対象としている駐輪場のうち市内3駅（社家、門沢橋、かしわ台）周辺の無料自転車置場については、海老名駅周辺の有料駐輪場との均衡を図り、周辺状況や利用実態の把握、費用対効果の検証等を踏まえながら有料化を行う。

#### ④ その他

→上記①～③以外の検討対象施設についても、料金体制等についてそれぞれ見直し検討を行い、必要が認められる場合には金額改定等所要の対応を行う。

## IV 市民意見聴取結果

### 1. 市政コメンテーター

意見聴取方法	郵送またはメールによるアンケート送付
実施期間	平成 25 年 1 月 10 日～平成 25 年 1 月 25 日
件数等	市政コメンテーター登録者数：187 名 アンケート回答数：156 名（回答率 83.4%）
《主な質問と回答》	
①検討対象施設の利用	利用する、たまに利用する→58.3% 利用しない、ほとんど利用しない→41%
②受益者負担の考え方	利用者が経費を負担するべき→91.7% すべて無料であるべき→4.5%
③統一的な料金設定	適当→71.8% 適当でない→9.6% その他等→18.6%
④減免の厳格化	適当→72.4% 適当でない→16.0% その他等→10.9%
⑤無料施設の有料化 (コミュニティセンター、文化センター)	有料化してよい→49.4% 無料を継続するべき→45.5%
(運動公園、北部公園駐車場)	有料化してよい→34.0% 無料を継続するべき→64.1%
(文化会館駐車場)	有料化してよい→42.3% 無料を継続するべき→53.2%
《総括》	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者がその施設にかかる維持管理経費を負担する受益者負担の原則については概ね理解を得られていると思われるが、一方で、実際に無料施設が有料となることについては抵抗感も見られる。</li> <li>・教育分野や福祉分野、若年層の利用等への配慮、各施設の設置目的を勘案するべきとの意見が多い。</li> <li>・駐車場の有料化については一定の理解は見られるものの、施設利用との二重負担感や費用対効果を見極めた上で実施するべきとの意見も多い。</li> </ul>	

## 2. パブリックコメント

意見聴取方法	平成 24 年 12 月作成の基本方針(素案)に対する意見募集 (広報及び市ホームページへ募集掲載)
実施期間	平成 25 年 1 月 15 日～平成 25 年 2 月 1 日
件数等	意見送付者：2 名、意見数：4 件
《意見概要》 <ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニティ防災センター(見直し検討対象外)の無料継続を希望。</li><li>・海老名市は健全財政であり財政事情を理由とした使用料等見直しは不要。</li><li>・現在の受益者負担割合は他市と比較してやや低い数値であることから見直しが必要とのことだが、財政危機にない海老名市には適さない。</li><li>・公共施設は建設段階で公費が投入されており、使用料等の徴収は税金の二重取りである。</li></ul>	

## 3. 検討委員会

意見聴取方法	一般市民及び各種市民団体等関係者から構成する「海老名市公共施設使用料等検討委員会」設置
実施期間	平成 25 年 2 月 18 日～平成 25 年 7 月 19 日 (検討委員会開催数 計 6 回)
委員	委員数：10 名 委員分野：自治会、スポーツ、文化、福祉、障がい者、市民活動、外部評価(市民公募枠)等
《検討結果概要》 <ul style="list-style-type: none"><li>・公平性や受益者負担の考え方にに基づき見直していく方向性は妥当であり、市民からも概ね賛同が得られるものと思われる。</li><li>・検討対象施設の抽出基準や使用料等の金額算定方法は妥当と思われる。</li><li>・現在無料の施設(コミュニティセンター、駐車場、駐輪場等)の有料化については、方向性自体は妥当だが、施設の設置目的や有料化に伴う運営体制の見直し等、各課題についてはしっかり検討すべきである。</li><li>・税負担や市民利用の促進等を勘案すると、負担割合を利用者の市内外で区別することは妥当である。</li><li>・素案で示す減免対象以外にも、福祉的活動や公益的活動について考慮すべきと考えられる。</li></ul>	

## V 実施時期

施設ごとに抱える様々な課題や考慮すべき状況、別途進めている公共施設白書の策定その後の施設再編計画に係る取り組み等を勘案し、基本方針策定後の有料化や金額改定等については、以下の通り段階的に実施していくこととする。

また、実施時期とした時点で斟酌すべき状況が見られる施設については、実施時期や方法等について随時検討する。

### 【実施予定時期と施設】

実施段階	実施内容	施設及び具体的実施時期	
①基本方針策定後、速やかに実施	有料化、金額改定等 (準備が整った施設から順次実施)	文化会館駐車場	平成 27 年度以降
		運動公園・北部公園・中野公園駐車場	平成 27 年度以降
		えびな市民活動センター駐車場	平成 27 年度以降
		門沢橋駅自転車置場	平成 27 年度以降
		社家駅自転車置場	平成 27 年度以降
		かしわ台駅自転車置場	平成 27 年度以降
	新減免基準適用	原則として、検討対象施設全て	平成 27 年度以降順次
②(仮称)公共施設再編計画策定*とあわせて検討 ※平成 28 年度予定	有料化、金額改定等	会議室等 体育施設 文化施設	平成 28 年度以降
		新減免基準適用	原則として、検討対象施設全て

### ★ 留意点

- ・ 運動公園と北部公園の駐車場有料化は、同時期に実施する
- ・ 実施予定時期②の施設については、今後、運営方法の見直しや関係者との協議等をはじめとした所要の調整を行い、有料化を含めた最終的な判断は(仮称)公共施設再編計画の中で決定する

## VI 使用料等の算定

### 1. 料金設定の考え方

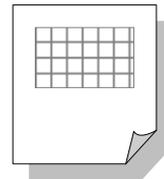
各検討対象施設の使用料等については、Ⅲ-1-②における分類ごとに金額等の検討を行う。

#### (1) 会議室等

- ① 検討対象施設ごとに維持管理経費を集計
- ② 各部屋の面積に応じて1時間当たりの利用にかかる経費を算出



- ③ 各施設の1時間当たり経費の平均値を参考に、面積規模等に応じた共通料金表を作成



#### (2) 駐車場、駐輪場

以下の点を考慮して、金額の検討を行う。

- ◇ 周辺における同種民間施設の金額設定
- ◇ 民業圧迫
- ◇ 周辺状況（交通事情、開発事業等）



#### (3) 特殊施設（体育館、文化会館等）

以下の点を考慮して、金額の検討を行う。

- ◇ 近隣市における同種施設の金額設定
- ◇ 市有同種施設間における均衡



## 2. 算定方法の詳細（会議室等）

会議室等に係る料金算定方法の詳細は、次のとおりとする。

### 手順①：施設ごとに、利用面積に応じた1時間あたりの経費を算出

#### A：経常的経費（施設の維持管理に係る経費）

光熱費、人件費、消耗品費、保険料、委託料、修繕費(大規模改修は除く)、その他施設の運営に必要な経費(借地料、共用スペースのみにかかる経費は除く)

#### B：利用時間（年間の利用可能時間）

##### 算出方法

(365日－施設休業日) × 1日あたりの利用可能時間

※利用可能時間が曜日等により異なる場合は個別に算出する

↓

#### C：1時間あたりの経費（施設全体） = A ÷ B

↓

#### D：1時間あたりの経費（貸出部分）

$$= C \times \frac{\text{貸出部分面積}}{\text{施設全体面積 (建物延床面積)}}$$

### 手順②：同分類の施設間で比較調整 → 共通料金表を作成

手順①で算出した金額を各貸出部分の面積規模ごとに比較し、金額の平均値等から共通料金表を作成する。

#### 【比較する面積規模】

50 m<sup>2</sup>以下、51～100 m<sup>2</sup>、101～200 m<sup>2</sup>、201～500 m<sup>2</sup>

ただし、調理実習室及び音楽室は特殊な設備を有するため、面積規模に関わらず各部屋の平均値から共通料金を設定する。

### 3. 料金検討結果

#### (1) 会議室等

会議室及びそれに類する施設の使用料等は、下記共通料金表を基準に設定することとする。

##### 【共通料金表】

貸出部分面積	使用料等 (1 時間)	貸出部分面積	使用料等 (1 時間)
50 m <sup>2</sup> 以下	200 円	201～500 m <sup>2</sup>	1,000 円
51～100 m <sup>2</sup>	400 円	調理実習室	400 円
101～200 m <sup>2</sup>	600 円	音楽室	200 円

#### (2) 駐車場、駐輪場

##### ◇ 有料化済みの施設

(海老名中央公園地下駐車場、海老名駅周辺駐輪場)

→周辺の同種民間施設と比較検討の結果、現行料金を継続。

##### ◇ 現在無料の施設

(文化会館・運動公園・北部公園・市民活動センター駐車場、無料自転車置場(門沢橋、社家、かしわ台各駅周辺))

→Vにおいて示す実施時期までに、それぞれ周辺状況等を勘案して金額設定や運営方法等について検討を進める。

##### ★ 駐車場について

###### <料金免除対象>

- ・短時間利用 (利用開始から1時間以内無料)
- ・イベント主催者等の利用 (市主催及び共催事業開催に係るもの)
- ・障がい者本人 (介助者1名を含む) による利用

### (3) 特殊施設（体育館、文化会館等）

近隣市の同種施設等と比較検討の結果、全体的に大きく逸脱する金額設定は見受けられないため、現行料金を継続。

ただし、以下の施設については金額を見直す。

<見直し施設>

小中学校体育館

<見直し案>

夜間のみ有料。1回 500円

⇒昼夜問わず有料。現行料金同等程度で改定

## VII 負担割合等

### 1. 使用料等の負担割合

市が有する公共施設の建設や維持管理等の経費には、当然のことながら海老名市民の納めた税金が投じられており、また、どの施設についても海老名市民に対する行政サービス等の提供が設置の第一目的である。

これらのことから、海老名市民等による利用と海老名市外からの利用とで負担割合を区別することにより、海老名市民の優先的で積極的な施設利用を図る。

#### 【受益者負担割合表】

利用者区分	負担割合
・市内在住者(通勤、通学含む)の利用 ・市内在住者(同上)が半数以上を占める団体の利用	使用料等の50%
・上記以外の利用	使用料等の100%

★ 利用実態等を鑑み、次の利用については上表の適用除外とする。

- ・ 体育施設利用のうち個人開放、プール、トレーニング室の利用
- ・ 駐車場及び駐輪場の定期貸し以外の利用

## 2. 減額、免除

現在は、条例や規則等で定めるほか、施設使用料減免統一基準（平成 17 年 4 月 1 日作成）に基づき使用料等の減額や免除を行っているが、施設や利用団体の性質等によって複雑な判断基準が設定されている上、結果的に多くの利用が減額や免除に該当しており、受益者負担の原則が失われつつある状況にある。

使用料等の減額や免除は公益性や社会福祉の観点に基づくものに限定し、施設にかかる費用はできるだけ多くの利用者で広く負担することが望ましいものとする。

### 【基本的な考え方】

区 分	使 用 用 途
減 額 (50%減額)	海老名市及び市行政委員会の共催事業による使用
	市が別に定める市域全体に渡る包括的な活動を行う団体の事業による使用
免 除	海老名市及び市行政委員会の主催事業による使用
	施設の管理運営主体（指定管理者等）がその管理運営を行う施設で行う事業による使用
	保育園、幼稚園及び市立の小中学校による使用
	個人使用が可能な施設における障がい者本人の使用（介助者 1 名含む）
	市が別に定める総合福祉会館、わかば会館及び高齢者生きがい会館における福祉団体*の使用
	国、県、市町村及びこれに関係する団体が行う海老名市政に有益となる事業による使用

営利を目的として入場料等を徴収する場合には、減免措置は適用しない。

#### ※「福祉団体」

障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉、母子（父子）・寡婦福祉に資することを目的とした活動を行う市内団体。各当事者等により構成される団体のほか、同様の活動が無償で行うボランティア団体も含む。

★ 減額及び免除の詳細については、別途作成する基準によることとする。

## VIII その他

### 1. 実施にあたって

本基本方針の適用による使用料等に関する改定及び有料化は、各施設の状況に応じて適切な時期に実施するものとする。なお、使用料等改定の実施にあたっては、事前に利用者等への周知を十分に行うよう努める。

### 2. 調整事項等

- ◇ すでに使用料等を徴収している施設の料金改定については、基本方針において算出した金額と現行料金を比較し、乖離幅や直近の料金改定期間等を踏まえた上で、改定の可否を判断する。
- ◇ 指定管理者を導入している施設については、指定管理期間や運営実態を考慮して検討を行う。
- ◇ コミュニティセンター及び文化センターについては、施設の設置目的（地域活動の促進等）を勘案し、地域住民や海老名市民が優先的に利用できるしくみを検討する。
- ◇ 整備中の施設や今後設置する施設については、整備完了時等の適切な時期において、基本方針に基づき使用料等に関する検討を行う。

### 3. 今後の見直し

原則として、基本方針策定後は3～5年ごとに見直しを行う。

ただし、市有施設等の有り方に関する検討（公共施設白書、（仮称）公共施設再編計画の策定等）や指定管理者導入施設における指定管理期間終了時、建設・改修等を行う施設における作業完了時等、必要に応じて適切な時期に見直しを行う。

対象施設等一覧

別表

分野	No.	施設名称	所管課	管理形態
会議室等	1	柏ヶ谷コミュニティセンター	地域自治推進課	直 営
	2	大谷コミュニティセンター	地域自治推進課	直 営
	3	中新田コミュニティセンター	地域自治推進課	直 営
	4	上今泉コミュニティセンター	地域自治推進課	直 営
	5	国分コミュニティセンター	地域自治推進課	直 営
	6	杉久保コミュニティセンター	地域自治推進課	直 営
	7	門沢橋コミュニティセンター	地域自治推進課	直 営
	8	本郷コミュニティセンター	地域自治推進課	直 営
	9	社家コミュニティセンター	地域自治推進課	直 営
	10	下今泉コミュニティセンター	地域自治推進課	直 営
	11	勝瀬文化センター	地域自治推進課	直 営
	12	国分寺台文化センター	地域自治推進課	直 営
	13	海老名運動公園総合体育館 (会議室部分)	文化スポーツ課	指定管理者
	14	わかば会館	障がい福祉課	指定管理者
	15	総合福祉会館	高齢介護課	指定管理者
	16	高齢者生きがい会館	高齢介護課	直 営
	17	消防署北分署(会議室)	消防総務課	直 営
	18	市立小学校(一時余裕教室)	教育総務課	直 営
	19	市立中学校(一時余裕教室)	教育総務課	直 営
	20	文化会館(旧公民館部分)	文化スポーツ課	指定管理者
	21	市民活動センター(会議室部分)	市民活動推進課	指定管理者
	22	食の創造館(会議室部分)	学校教育課	直 営
特殊施設	23	市立小学校(体育館・運動場)	教育総務課	直 営
	24	市立中学校(体育館・運動場)	教育総務課	直 営
駐車場・駐輪場等	25	市民活動センター駐車場	市民活動推進課	指定管理者
	26	海老名運動公園駐車場	文化スポーツ課	指定管理者
	27	北部公園駐車場	文化スポーツ課	指定管理者
	28	中野公園駐車場	文化スポーツ課	指定管理者
	29	文化会館駐車場	文化スポーツ課	指定管理者
	30	かしわ台駅自転車等置場	駅周辺対策課	直 営
	31	社家駅自転車等置場	駅周辺対策課	直 営
	32	門沢橋駅東側自転車等置場	駅周辺対策課	直 営
	33	門沢橋駅西側自転車等置場	駅周辺対策課	直 営